|  |
| --- |
| 申立書  　　社会福祉法人●●会の理事に就任するにあたり、社会福祉法第４４条第１項  に規定する役員の欠格条項及び福岡県暴力団排除条例第１項第１号から第３号  に規定する暴力団関係者に該当しないことを申し立てます。  　　　　平成００年　０月００日  　　　　　　　　　　　住　所  　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印  　　社会福祉法人　●●会  　　　　　理事長　●●　●●　様 |

＜　　裏　　面　　＞

○　社会福祉法

（役員の資格等）

第44条　第40条の第１項の規定は、役員について準用する。

（評議員の資格等）

第40条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

⑴　法人

⑵　成年被後見人又は被保佐人

⑶　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　　　⑷　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　　　⑸　第56条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

○　福岡県暴力団排除条例

　　（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　⑴　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

　⑵　暴力団員　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

　⑶　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。